

## ④ 相続税の申告書の記載例

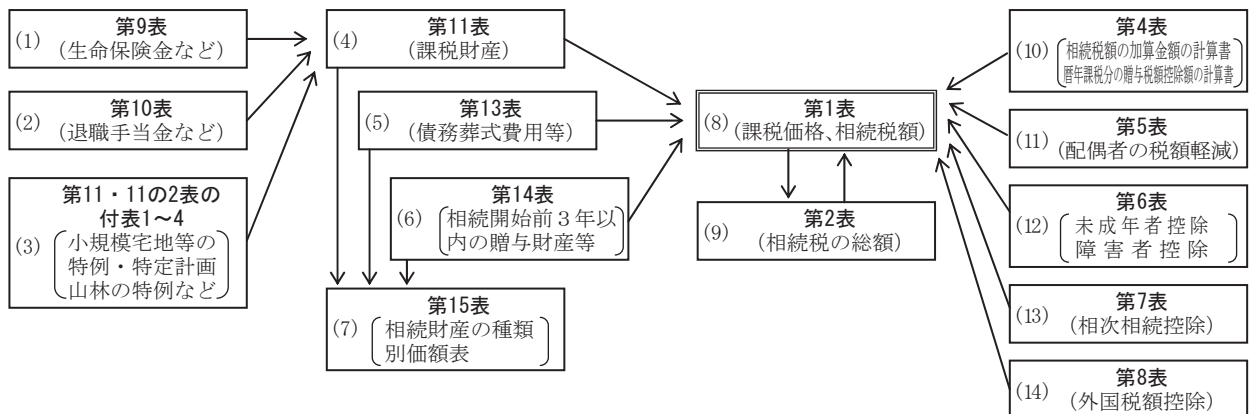
### 1 申告書の記載の順序について

#### (1) 一般の場合

- ① 相続税のかかる財産（「課税財産」といいます。）及び被相続人の債務等について、第9表から第15表を作成します。  
 (注) 作成に当たり課税財産の評価が必要なものについては、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」、「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」等を最初に作成しておきます。
- ② 課税価格の合計額及び相続税の総額を計算するため、第1表、第2表を作成します。
- ③ 税額控除の額を計算するため、第4表から第8表までを作成し、第1表に税額控除額を転記し各人の納付すべき相続税額を算定します。

この順序を図にしますと、次のとおりとなります（(1)から(14)までの順序で各表を記載していきます。）。

(注) 一般の場合とは、ここでは、相続時精算課税適用者（1ページ参照）又は相続税の納税猶予の特例（19、24、29ページ参照）を適用する者がいない場合をいいます。



#### (2) 相続時精算課税適用者がいる場合

- イ 納付すべき税額のある相続時精算課税適用者がいる場合  
 「第11表」のほか、相続時精算課税適用財産の明細の記載及び相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算をする「第11の2表」を作成します。
- ロ 還付される税額のある相続時精算課税適用者がいる場合
  - ① 上記イのとおりです。
  - ② 「第1表」のほか、還付される税額の受取場所の記載をする「第1表の付表2」を作成します。

#### (3) 相続税の納税猶予の特例を適用する者がいる場合

- イ 農業相続人がいる場合  
 (1)に掲げる表のほか、「第3表」、「第8表」、「第12表」を作成します。
- ロ 経営承継相続人等がいる場合  
 (1)に掲げる表のほか、「第8の2表」、「第8の2表の付表1」、「第8の2表の付表2」、「第8の2表の付表3」を作成します。
- ハ 林業経営相続人がいる場合  
 (1)に掲げる表のほか、「第8の3表」、「第8の3表の付表」を作成します。
- ニ イ、ロ又はハのうち2以上に該当する者がいる場合  
 イ、ロ又はハに掲げる表のほか、「第8の4表」を作成します。

(注) 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人である特定贈与者の死亡の日からその相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合や相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の前日に死亡している場合の相続税の申告書の記載方法等については、税務署にお尋ねください。

## 2 具体的な記載例について

次のページ以降に一般的な相続税の申告書の記載例を掲載しています。

なお、記載例は平成24年4月1日以降に相続が開始した場合を前提として記載しています。平成24年3月31日以前に相続が開始した場合には申告書のうちの一部について、その様式が異なるものがあります。詳しくは税務署にお尋ねください。

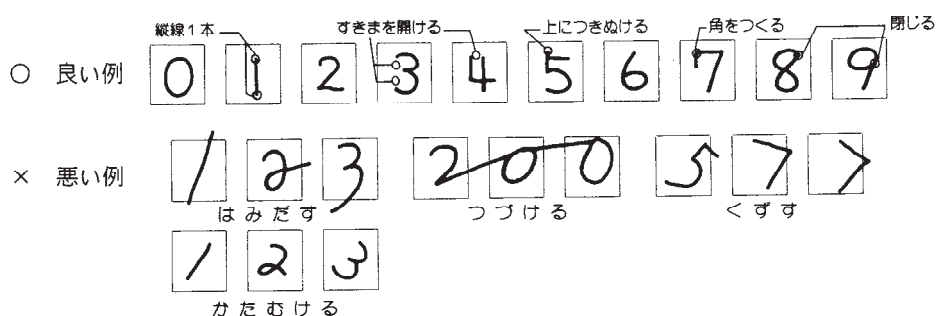
また、相続税の申告書の様式については、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】からダウンロードすることができます。過去の年分の申告書についても掲載していますのでぜひご利用ください。

### 申告書の作成

申告書の作成に当たっては、黒ボールペンを使用してください。

「申告書第1表」、「第1表(続)」、「第11・11の2表の付表2の1」、「第11・11の2表の付表2の2」、「第15表」及び「第15表(続)」は、機械で読み取りますので、折り曲げないようにお願いします。

また、これらの記載に当たっては、記載例の書体例にならって、枠内に記入願います。



### Q&A 具体的な相続税額は？

問： 具体的な相続税額はどれくらいになるのでしょうか。

答： 被相続人の遺産の内容や法定相続人の人数、また、遺産分割の状況により相続税額は異なりますので一概にお答えすることはできませんが、被相続人の遺産を相続人が法定相続分により相続したと仮定しますと、次の表のとおりとなります。

遺産の価額		1億円	2億円	3億円	5億円
相続人	配偶者と	0万円	0万円	0万円	0万円
	子供1人	175万円	1,250万円	2,900万円	6,900万円
配偶者と	配偶者と	0万円	0万円	0万円	0万円
	子供2人	50万円 50万円	475万円 475万円	1,150万円 1,150万円	2,925万円 2,925万円
配偶者と	配偶者と	0万円	0万円	0万円	0万円
	子供3人	17万円 17万円 17万円	271万円 271万円 271万円	667万円 667万円 667万円	1,758万円 1,758万円 1,758万円
	配偶者と	0万円	0万円	0万円	0万円
子供4人	子供	0万円	169万円	450万円	1,188万円
	子供	0万円	169万円	450万円	1,188万円
	子供	0万円	169万円	450万円	1,188万円
	子供	0万円	169万円	450万円	1,188万円

(注) 1 遺産の価額は、各人の相続税の課税価格の合計額（遺産に係る基礎控除額控除前の金額）です。

2 相続税額の計算に当たっては、配偶者の税額軽減を適用し、税額は1万円未満を四捨五入しています。

フリガナ、生年月日は必ず記入してください。

相続開始の日における職業・役職を記入してください。

相続開始の日における年齢を記入してください。

# 相続税の申告書

FD3527

春日部 税務署長 殿  
25年2月1日提出

相続開始年月日 平成24年5月10日

※申告期限延長日 年 月 日

フリガナ		各人の合計		財産を取得した人	
フリガナ		《被相続人》 コクゼイ タロウ		コクゼイ ハナコ	
氏名	名	国税 太郎		国税 花子	
生年月日	→	昭和 15年 10月 19日 (年齢 71歳)		昭和 22年 9月 17日 (年齢 64歳)	
住所	(電話番号)	埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号		〒344-XXXX 春日部市〇〇〇3丁目5番16号 ( XXX - XXX - XXXX )	
被相続人との続柄	職業	〇〇商事 代表取締役		妻	
取得原因		該当する取得原因を○で囲みます。		(相続)・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※整理番号					
課税価格の計算		取得財産の価額 (第11表③)		取得財産の価額 (第11表③)	
①		498392151		256646350	
②		24626035			
③		27415940		3359600	
④		495602246		253286750	
⑤		3000000		1000000	
⑥		498600000		254286000	
各人の算出税額の計算		法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額		左の欄には、第2表の②欄の④の人数及び⑤の金額を記入します。	
⑦		3 (人)		8000000	
⑧		1.00		0.51	
⑨		116440000		59384400	
⑩					
⑪					
⑫		900000			
⑬		58220000		58220000	
⑭					
⑮					
⑯		4250000		217204	
⑰					
⑱		58735000		58437204	
⑲		57705000		947196	
⑳		0		0	
㉑		57704800		947100	
㉒		0		0	
㉓		0		0	
㉔		0		0	
㉕		57704800		947100	
㉖		△		△	

第1表 (平成24年4月分以降用)

※税務署整理欄  
通信日付印  
年月日  
確認者印

⑫から⑰までの税額控除のうち先順位の税額控除をしてその控除後の税額が0又は赤字となる場合には、後順位の税額控除をすることなく、⑲欄の税額は0となります。

赤字となる場合には左端に△を付してください。

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。また、申告書と添付資料を一緒にとじないでください。

※この項目は記入する必要がありません。

(注) ⑱欄の金額が赤字となる場合は、⑱欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑳欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑤)があるときの㉖欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

⑳

☐ 税理士法第30条の書面提出有 ☐ 税理士法第33条の2の書面提出有

第1表 (平24.4) (資4-20-1-1-A4統一)

相続税の申告書を作成された税理士の方へ  
税理士法第30条((税務代理の権限の明示))、第33条の2((計算事項、審査事項等を記載した書面の添付))に規定する書面を作成し、申告書と併せて提出される場合には、該当する☐の中にレ印の記入をお願いします。

あん分割に小数点以下2位未満の端数があるときは、全員の割合の合計が1.00になるように小数点以下2位未満の端数を調整して記入しても差し支えありません。

# 相続税の申告書(続)

F D 3 5 2 8

第1表(続) (平成24年4月分以降用)

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

フリガナ		財産を取得した人		財産を取得した人	
フリガナ		コクゼイ イチロウ		ゼイム サチコ	
氏名		国税 一郎		税務 幸子	
生年月日		昭和50年 3月 24日 (年齢 37歳)		昭和52年 2月 14日 (年齢 35歳)	
住所 (電話番号)		〒344-XXXX 春日部市〇〇〇3丁目5番16号 ( XXX - XXX - XXXX )		〒272-XXXX 市川市〇〇〇6丁目3番1号 ( XXX - XXX - XXXX )	
被相続人との続柄		長男		長女	
職業		〇〇商事 代表取締役		なし	
取得原因		(相続)・遺贈・(相続時精算課税に係る贈与)		(相続)・遺贈・(相続時精算課税に係る贈与)	
※整理番号					
取得財産の価額 (第11表③)		1 2 9 0 6 7 1 1 8 円		1 1 2 6 7 8 6 8 3 円	
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)		2 4 6 2 6 0 3 5			
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)		2 4 0 5 6 3 4 0			
純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)		1 2 9 6 3 6 8 1 3		1 1 2 6 7 8 6 8 3	
純資産価額に計算される 贈与財産の加算金額 (第14表1④)				2 0 0 0 0 0 0	
課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)		1 2 9 6 3 6 0 0 0		1 1 4 6 7 8 0 0 0	
各人の算出税額の計算					
法定相続人の数及び 遺産に係る基礎控除額					
相続税の総額					
一般の場合 あん分割 (各人の⑧)		0 . 2 6		0 . 2 3	
算出税額 (⑧×各人の⑨)		3 0 2 7 4 4 0 0 円		2 6 7 8 1 2 0 0 円	
租税特別措置法 第70条の6第2 項の規定の適用 を受ける場合 (第3表 ⑬)					
相続税額の2割加算が 行われる場合の加算金額 (第4表1⑮)					
各人の納付・ 還付税額の計算					
暦年課税分の 贈与税額控除額 (第4表2⑲)				9 0 0 0 0	
配偶者の税額軽減額 (第5表⑳又は㉑)					
未成年者控除額 (第6表1㉒、㉓又は㉔)					
障害者控除額 (第6表2㉕、㉖又は㉗)					
相次相続控除額 (第7表㉘又は㉙)		1 1 1 1 6 9		9 6 6 2 7	
外国税額控除額 (第8表1㉚)					
計		1 1 1 1 6 9		1 8 6 6 2 7	
差引税額 (⑬+⑭-⑮又は⑯+⑰-⑱) (赤字のときは0)		3 0 1 6 3 2 3 1		2 6 5 9 4 5 7 3	
相続時精算課税分の 贈与税額控除額 (第11の2表⑳)				0 0	
小計(㉑-㉒) (黒字のときは100円未満切捨て)		3 0 1 6 3 2 0 0		2 6 5 9 4 5 0 0	
農地等納税猶予税額 (第8表2㉓)		0 0		0 0	
株式等納税猶予税額 (第8の2表2㉔)		0 0		0 0	
山林納税猶予税額 (第8の3表2㉕)		0 0		0 0	
申告申告期限までに 納付すべき税額 (㉑-㉖)		3 0 1 6 3 2 0 0		2 6 5 9 4 5 0 0	
還付される税額 (㉑-㉖)		△		△	

農業相続人がいる場合には(⑩+⑪-⑱)で計算します。

※の項目は記入する必要がありません。

(注) ⑮欄の金額が赤字となる場合は、⑮欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑮欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑳)があるときの⑮欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

申告区分	年分	名簿番号	
申告年月日		グループ番号	捺印

第1表(続)(平24.4) (資4-20-2-1-A4続-)

⑮欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑳)がある場合の㉑欄の金額は、㉒欄の金額によらず、次の算式により計算します。

(算式)

$$\text{㉑欄の金額} = \text{左記の金額のうち贈与税の外国税額控除額の金額}$$

(注) 上記の算式で計算する場合の㉑欄の金額は、正の数として計算します。例えば、㉑欄の金額が△2,000千円で、そのうち贈与税の外国税額控除額(その人の第11の2表の⑳欄の金額)が500千円である場合の還付される税額(㉑欄の金額)は、2,000千円-500千円=1,500千円となります。

# 納税義務等の承継に係る明細書 (兼相続人の代表者指定届出書)

被相続人

税務署  
に  
提出  
する  
書類  
です

この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。  
 ① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合  
 ② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合  
 ③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

## 1 死亡した者の住所・氏名等

住所	フリガナ	相続開始年月日	平成 年 月 日
	氏名		

2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額	納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の②の金額)	円	..... A
	還付される税額 (相続税の申告書第1表の③の金額)	△ 円	

3 相続人等の代表者の指定  
(相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。) 相続人等の代表者の氏名 \_\_\_\_\_

4 限定承認の有無  
(相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限定承認

5 相続人等に関する事項	(1) 住所	〒	〒	〒	〒
	(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	※ 整理欄 [記入しないでください。]				
	(3) 職業及び被相続人との続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄
	(4) 生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日
	(5) 電話番号				
	(6) 承継割合..... B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
	(7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
	(8) 各人の(7)の合計	_____円			
(9) (7)の(8)に対する割合 $\frac{(7)}{(8)}$	_____	_____	_____	_____	

6 税額	A × B	納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て)	00円	00円	00円	00円
		還付される税額	△ 円	△ 円	△ 円	△ 円

第1表の付表1 (平成24年4月分以降用)

この表は、還付される税額のある相続時精算課税適用者がいる場合に、  
還付される税額の受取場所を記入します。

## 還付される税額の受取場所

被相続人

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行各店舗又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局等を該当する項目に記入してください。

第1表の付表2  
(平成24年4月分以降用)

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合						
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協		本店・支店 出張所 本所・支所				
氏名	預金種類	普通	当座	納税準備	口座番号			
	(○で囲む。) その他 ( )							
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合				郵便局等の窓口での受取りの場合			
	記号番号 (7～13桁)						郵便局名等	

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合						
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協		本店・支店 出張所 本所・支所				
氏名	預金種類	普通	当座	納税準備	口座番号			
	(○で囲む。) その他 ( )							
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合				郵便局等の窓口での受取りの場合			
	記号番号 (7～13桁)						郵便局名等	

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合						
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協		本店・支店 出張所 本所・支所				
氏名	預金種類	普通	当座	納税準備	口座番号			
	(○で囲む。) その他 ( )							
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合				郵便局等の窓口での受取りの場合			
	記号番号 (7～13桁)						郵便局名等	

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合						
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協		本店・支店 出張所 本所・支所				
氏名	預金種類	普通	当座	納税準備	口座番号			
	(○で囲む。) その他 ( )							
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合				郵便局等の窓口での受取りの場合			
	記号番号 (7～13桁)						郵便局名等	

⑥欄の各人ごとの金額について下の「相続税の速算表」を用いて計算した税額を記入します。

## 相続税の総額の計算書

被相続人 国税 太郎

第2表 (平成21年4月分以降用)

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。  
 なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の④欄及び⑤欄並びに⑨欄から⑪欄までは記入する必要がありません。

○この表を修正申告書の第2表として使用するときは、④欄には修正申告書第1表の④欄の金額を記入し、⑤欄には修正申告書の第3表の1の④欄の④の金額を記入します。

① 課税価格の合計額		② 遺産に係る基礎控除額		③ 課税遺産総額	
④ 第1表 ④ ⑤ 第3表 ④ ⑤	円 498,600,000	⑤の法定相続人の数 3人 5,000万円+(1,000万円×3人)	円 8,000	④-②	円 418,600,000
④ 法定相続人 (注)1参照		⑤ 左の法定相続人に 応じた法定相続分		⑥ 法定相続分に 応ずる取得金額 (③×⑤) (1,000円未満切捨て)	
氏名	被相続人との続柄	法定相続分	取得金額	⑦ 相続税の総額 の基となる税額 (Fの「速算表」 で計算します)	⑧ 相続税の総額 (⑥の合計額) (100円未満切捨て)
国税 花子	妻	$\frac{1}{2}$	209,300,000	66,720,000	
国税 一郎	長男	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$	104,650,000	24,860,000	
税務 幸子	長女	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$	104,650,000	24,860,000	
法定相続人の数	④ 人 3	合計	1	⑧ 相続税の総額 (⑦の合計額) (100円未満切捨て)	円 116,440,000

(注) 1 ④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合をご覧ください。  
 2 ⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記します。財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合は、⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記するとともに、①欄の金額を第3表⑦欄へ転記します。

○被相続人に養子があるときは、遺産に係る基礎控除額を計算する場合の法定相続人の数に含めるその養子の数が制限される場合があります(2ページ参照)。この制限される場合における養子についても、「④法定相続人」欄に全員記入し、「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄には、次の記載例のように記入します。  
 なお、この例の場合、「④法定相続人」の最下欄の「法定相続人の数」欄の人数は4人となります。

④法定相続人 (注)1参照		⑤ 左の法定 相続人に 応じた 法定相続分	
氏名	被相続人との続柄	法定相続分	
山田花子	妻	$\frac{1}{2}$	
山田太郎	長男	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$	
山田桜子	長女	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$	
山田一郎	養子	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$	
山田二郎	養子		
法定相続人の数	④ 人 4	合計	1

法定相続分の合計が「1」になるか確認してください。

### 相続税の速算表

法定相続分に 応ずる取得金額	10,000千円 以下	30,000千円 以下	50,000千円 以下	100,000千円 以下	300,000千円 以下	300,000千円 超
税 率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控 除 額	- 千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	47,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。  
 ⑥欄の金額×税率-控除額=⑦欄の税額  
 ⑨欄の金額×税率-控除額=⑩欄の税額  
 例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額(⑦欄)は、30,000千円×15%-500千円=4,000千円です。

○連帯納付義務について  
 相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。  
 (資4-20-3-A4統一)

第2表 (平24.4)

この表は、財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合に記入します。

財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の各人の算出税額の計算書

被相続人

第3表 (平成21年4月分以降用)

私は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けます。 相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人の氏名

↑ ( 歳)      ↑ ( 歳)      ↑ ( 歳)

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合には、特例農地等については農業投資価格によって課税財産の価額を計算することになりますので、その被相続人から財産を取得した全ての人は、この表によって各人の算出税額を計算します。

財産を取得した人の氏名		(各人の合計)			
課税価格の計算	取得財産の価額	①	円	円	円
	農業相続人(第12表⑤)	①			
	その他の人(第1表①+第1表②)	②			
	債務及び葬式費用の金額(第1表③)	③			
純資産価額の計算	純資産価額(①-③)又は(②-③)(赤字のときは0)	④			
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表⑤)	⑤			
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	.000	.000	.000
各人の算出税額の計算	相続税の総額(第2表①)	⑦	00	00	00
	あん分割合(各人の⑧/⑥)	⑧	1.00		
	算出税額(⑦×各人の⑧)	⑨	円	円	円
農業相続人の納税猶予の基となる税額の計算	相続税の総額の差額	⑩			
	農業投資価格超過額(第12表③)	⑪	00	00円 -	00円
	各人へのあん分割額(⑩×各人の⑧/⑥)	⑫			
	各人の算出税額(⑨+⑫)	⑬			

農業相続人とその他の人では記入する欄が異なります。

農業相続人の氏名を必ず記入してください。

あん分割合に小数点以下2位未満の端数があるときは、全員の割合の合計が1.00になるように小数点以下2位未満の端数を調整して記入しても差し支えありません。

財産を取得した人の氏名		(各人の合計)			
課税価格の計算	取得財産の価額	①	円	円	円
	農業相続人(第12表⑤)	①			
	その他の人(第1表①+第1表②)	②			
	債務及び葬式費用の金額(第1表③)	③			
純資産価額の計算	純資産価額(①-③)又は(②-③)(赤字のときは0)	④			
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表⑤)	⑤			
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	.000	.000	.000
各人の算出税額の計算	相続税の総額(第2表①)	⑦			
	あん分割合(各人の⑧/⑥)	⑧			
	算出税額(⑦×各人の⑧)	⑨	円	円	円
農業相続人の納税猶予の基となる税額の計算	相続税の総額の差額	⑩			
	農業投資価格超過額(第12表③)	⑪			
	各人へのあん分割額(⑩×各人の⑧/⑥)	⑫			
	各人の算出税額(⑨+⑫)	⑬			

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。  
2 各人の⑬欄の金額を第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。



相続時精算課税適用者以外の人は記載を要しません。

### 相続税額の加算金額の計算書 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人 国税 太郎

第4表 (平成21年4月分以降用)

1 相続税額の加算金額の計算書					
この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属（孫）を含みます。）及び配偶者以外の人がいる場合に記入します。 (注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。					
加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額 (第1表⑨又は第1表⑩の金額)	①	円	円	円	円
相受開続等 が開始 された 時 の 時 間 中 に あ つ た 場 合 に あ つ た 贈 与 の 価 額	②	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額	③	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額に、被相続人の被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額を控除した金額 (第2表①+第1表②-第1表⑤)	④	円	円	円	円
加算の対象とならない相続税額 (①×②÷③)	⑤	円	円	円	円
相続税額の加算金額 (①×0.2)	⑥	円	円	円	円
(注) 上記②～④の金額がある場合には、 (①-④)×0.2 となります。					
(注) 各人の⑥欄の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額⑪」欄に転記します。					

2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書					
この表は、第14表の「1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細」欄に記入した財産のうち相続税の課税価格に加算されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。					
控除を受ける人の氏名 税務 幸子					
相続開始の年の前々年分	相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額 (贈与税の配偶者控除後の金額)	①	円	円	円
	①のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額 (贈与税額の計算の基礎となった価額)	②			
	その年の暦年課税分の贈与税額	③	00	00	00
	控除を受ける贈与税額 (③×②÷①)	④			
贈与税の申告書の提出先 税務署 税務署 税務署 税務署					
相続開始の年の前々々年分	相続開始の年の前々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額 (贈与税の配偶者控除後の金額)	⑤	2,000,000	円	円
	⑤のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額 (贈与税額の計算の基礎となった価額)	⑥	2,000,000		
	その年の暦年課税分の贈与税額	⑦	90,000	00	00
	控除を受ける贈与税額 (⑦×⑥÷⑤)	⑧	90,000		
贈与税の申告書の提出先 市川 税務署 税務署 税務署 税務署					
相続開始の年の前々々々年分	相続開始の年の前々々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額 (贈与税の配偶者控除後の金額)	⑨	円	円	円
	⑨のうち相続開始の日から遡って3年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額 (贈与税額の計算の基礎となった価額)	⑩			
	その年の暦年課税分の贈与税額	⑪	00	00	00
	控除を受ける贈与税額 (⑪×⑩÷⑨)	⑫			
贈与税の申告書の提出先 税務署 税務署 税務署 税務署					
暦年課税分の贈与税額控除額計 (④+⑧+⑫)	⑬	90,000	円	円	円
(注) 各人の⑬欄の金額を第1表のその人の「暦年課税分の贈与税額控除額⑫」欄に転記します。					

特定贈与と財産 (4ページ参照) に該当するものがある場合には、被相続人から贈与を受けた財産の総額からその特定贈与財産の価額を差し引いた金額を記入します。

それぞれのその年に課税された暦年課税分の贈与税額 (利子税、延滞税及び加算税の額は含まれません。) を記入します。

# 配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人 国税 太郎

第5表 (平成21年4月分以降用)

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合 (この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業) 相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第1表の④の金額) [配偶者の] 法定相続分		⑦※ 円		
498,600,000円 × $\frac{1}{2}$ = 249,300,000円				249,300,000		
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円						
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	④ (②-③)の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0)	⑤ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①-④+⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)
	円	円	円	円	円	円
	256,646,350	3,359,600		3,359,600	1,000,000	254,286,000
⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額)	⑧ ④の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑨ 課税価格の合計額 (第1表の④の金額)		⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)	
円	円		円		円	
	116,440,000	249,300,000	498,600,000		58,220,000	
配偶者の税額軽減の限度額	→ 第1表の配偶者の⑨又は⑩の金額 (第1表の配偶者の⑩の金額)				⑪ 円	
	( 59,384,400 円 - 0 円 )				59,384,400	
配偶者の税額軽減額	(⑩の金額と⑪の金額のうちいずれか少ない方の金額)				⑫ 円	
					58,220,000	

(注) ⑫の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

円単位まで計算した金額を記入します。

配偶者が農業相続人である場合には、第1表の⑩欄の金額を記入します。

2 配偶者以外の人が農業相続人である場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第3表の④の金額) [配偶者の] 法定相続分		⑦※ 円		
.000円 × $\frac{\quad}{\quad}$ = .000円						
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円						
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	④ (②-③)の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0)	⑤ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①-④+⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)
	円	円	円	円	円	円
						.000
⑦ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額)	⑧ ④の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑨ 課税価格の合計額 (第3表の④の金額)		⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)	
円	円		円		円	
	00		.000			
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑩の金額) (第1表の配偶者の⑩の金額)				⑪ 円	
	( 円 - 円 )					
配偶者の税額軽減額	(⑩の金額と⑪の金額のうちいずれか少ない方の金額)				⑫ 円	

(注) ⑫の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

※ 相続税法第19条の2第5項 (隠蔽又は仮装があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用)の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表の④の金額)、⑥、⑦、⑨、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表の④の金額)、⑩、⑪及び⑫の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。

# 未成年者控除額 障害者控除額の計算書

被相続人

第6表  
(平成23年分以降用)

1 未成年者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満20歳にならない人がいる場合に記入します。)

未成年者の氏名					計
年 齢 (1年未満切捨て) ①	歳	歳	歳	歳	
未成年者控除額 ②	6万円×(20歳-__歳) = 0.000円	6万円×(20歳-__歳) = 0.000円	6万円×(20歳-__歳) = 0.000円	6万円×(20歳-__歳) = 0.000円	円 0.000
未成年者の第1表の (⑨+⑪-⑫-⑬) 又は (⑩+⑫-⑭-⑮) の相続税額 ③	円	円	円	円	円

(注) 1 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。  
2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその未成年者の「未成年者控除額⑭」欄に転記します。  
3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。

控除しきれない金額 (②-③) ④	円	円	円	円	計 ④	円
----------------------	---	---	---	---	--------	---

(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額)  
④欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。

扶養義務者の氏名					計
扶養義務者の第1表の (⑨+⑪-⑫-⑬) 又は (⑩+⑫-⑭-⑮) の相続税額 ⑤	円	円	円	円	円
未成年者控除額 ⑥					

(注) 各人の⑥欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第1表の「未成年者控除額⑭」欄に転記します。

過去の相続の際に未成年者控除の適用を受けた人で控除額に制限がある場合(10ページ参照)には、今回受けることができる金額を②欄に記入するとともに欄外にその計算の明細を記入し、「6万円×(20歳-歳)」の文字を二本線で抹消してください。

2 障害者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がいる場合に記入します。)

障害者の氏名	一般障害者		特別障害者		計
	年 齢 (1年未満切捨て) ①	歳	歳	歳	
障害者控除額 ②	6万円×(85歳-__歳) = 0.000円	6万円×(85歳-__歳) = 0.000円	12万円×(85歳-__歳) = 0.000円	12万円×(85歳-__歳) = 0.000円	円 0.000
障害者の第1表の (⑨+⑪-⑫-⑬) 又は (⑩+⑫-⑭-⑮) の相続税額 ③	円	円	円	円	円

(注) 1 過去に障害者控除の適用を受けた人の控除額は、②欄により計算した金額とは異なりますので税務者にお尋ねください。  
2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその障害者の「障害者控除額⑯」欄に転記します。  
3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。

控除しきれない金額 (②-③) ④	円	円	円	円	計 ④	円
----------------------	---	---	---	---	--------	---

(扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額)  
④欄の金額は、障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。

扶養義務者の氏名					計
扶養義務者の第1表の (⑨+⑪-⑫-⑬) 又は (⑩+⑫-⑭-⑮) の相続税額 ⑤	円	円	円	円	円
障害者控除額 ⑥					

(注) 各人の⑥欄の金額を障害者控除を受ける扶養義務者の第1表の「障害者控除額⑯」欄に転記します。

過去の相続の際に障害者控除の適用を受けた人で控除額に制限がある場合(10ページ参照)には、今回受けることができる金額を②欄に記入するとともに欄外にその計算の明細を記入し、「6万円×(85歳-歳)」又は「12万円×(85歳-歳)」の文字を二本線で抹消してください。なお、この場合の障害者控除額の計算方法については税務署にお尋ねください。

相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。

## 相次相続控除額の計算書

被相続人

国税 太郎

第7表  
(平成21年4月分以降用)

この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。

1 相次相続控除額の総額の計算					
前の相続に係る被相続人の氏名	前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との続柄	前の相続に係る相続税の申告書の提出先			
国税 太助	国税 太郎の父	春日部 税務署			
① 前の相続の年月日	② 今回の相続の年月日	③ 前の相続から今回の相続までの期間(1年未満切捨て)	④ 10年 - ③の年数		
平成 15年 3月 10日	平成 24年 5月 10日	9年	1年		
⑤ 被相続人が前の相続の時に取得した純資産価額(相続時精算課税適用財産の価額を含みます。)	⑥ 前の相続の際の被相続人の相続税額	⑦ (⑤ - ⑥)の金額	⑧ 今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した全ての人の純資産価額の合計額(第1表の①の合計金額)		
19,411,546 円	4,250,000 円	15,161,546 円	495,602,246 円		
(⑥の相続税額) 4,250,000 円 × (⑧の金額 / ⑦の金額)	495,602,246 円	(④の年数) × (⑧の金額 / ⑦の金額) × 1/10年	相次相続控除額の総額 425,000 円		
2 各相続人の相次相続控除額の計算					
(1) 一般の場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち、に農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。)					
今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑨ 相次相続控除額の総額	⑩ 各相続人の純資産価額(第1表の各人の④の金額)	⑪ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額(第1表の④の各人の合計)	⑫ 各人の⑩の割合 ⑬ 各人の相次相続控除額(⑨ × 各人の⑫の割合)	
国税 花子		253,286,750 円	495,602,246 円	0.5110686	
国税 一郎	(上記⑨の金額)	129,636,813		0.2615743	
税務 幸子	425,000 円	112,678,683		0.2273570	
(2) 相続人のうちに農業相続人がいる場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。)					
今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑭ 相次相続控除額の総額	⑮ 各相続人の純資産価額(第3表の各人の④の金額)	⑯ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額(第3表の④の各人の合計)	⑰ 各人の⑮の割合 ⑱ 各人の相次相続控除額(⑭ × 各人の⑰の割合)	
		円	円		
	(上記⑭の金額)			円	
	円				
(注) 1 ⑥欄の相続税額は、相続時精算課税分の贈与税額控除後の金額をいい、その被相続人が納税猶予の適用を受けていた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税及び加算税の額は含まれません。 2 各人の⑬又は⑱欄の金額を第1表のその人の「相次相続控除額⑯」欄に転記します。					

# 外国税額控除額の計算書 農地等納税猶予税額

被相続人

第8表 (平成24年4月分以降用)

1 外国税額控除 (この表は、課税される財産のうち外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。)

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税		③ ①の日現在における邦貨換算率	④ 邦貨換算税額 (②×③)	⑤ 邦貨換算在外純財産の価額	⑥ ⑤の金額、取得財産の価額の割合	⑦ 相次相続控除後の税額×⑥	⑧ 控除額 (④と⑦のうち少ない方の金額)
	① 国名及び税の名称	② 納期限(年月日) 税額						
	..			円	円		円	円
	..							
	..							
	..							
	..							

- (注) 1 ⑤欄は、在外財産の価額(被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。)からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。  
 2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。  
 3 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額⑦」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額 (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名				
納税猶予の基となる税額 (第3表の各農業相続人の⑨の金額)	①		円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (注1:⑧×第3表の各農業相続人の前の金額)	②			
納上税の 猶予額	③			
税額控除の計 算額	④			
第3表⑨の各農業相続人の算出税額	⑤			
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (注2:⑧×第3表の各農業相続人の前の金額)	⑥			
(③-(④+⑤))の金額 (赤字のときは0)	⑦			
農地等納税猶予税額 (100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑧		00	00

- (注) 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑧」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式会社等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、第8の4表の①又は⑥欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑧」欄に転記します。

この計算書は「非上場株式等についての納税猶予の特例」の適用を受ける場合に記入します。

株式等納税猶予税額の計算書

被相続人

第8の2表 (平成24年4月分以降用)

この計算書は、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。  
 (注) 経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2表）において「経営承継人」と表記しています。

私は、第8の2表の付表1・付表2の「2 特例非上場株式等の明細」又は第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」に記載した会社の株式（出資）のうち各明細の③欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項、同法第70条の7の4第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第64条第2項又は第7項）の適用を受けます。

**1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算**

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

① この計算書の経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額 円

② この計算書の経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（第1表のその人の③欄の金額）

③ 特定価額（①-②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0） ,000

④ 特定価額の20%に相当する金額（③×20%）（1,000円未満切捨て） ,000

⑤ この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この計算書の経営承継人以外の相続人等の第1表の⑥欄（又は第3表の⑥欄）の合計額） ,000

⑥ 基礎控除額（第2表の⑥欄の金額） 0,000,000

⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額（③+⑤-⑥） ,000

⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（④+⑤-⑥） ,000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪ 法定相続分に応ずる取得金額 (⑦×⑩)	⑫ 相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「連算表」で計算します)	⑬ 法定相続分に応ずる取得金額 (⑧×⑩)	⑭ 相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「連算表」で計算します)
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑪ 相続税の総額 (⑫の合計額)	00	⑬ 相続税の総額 (⑭の合計額)	00

(注) 1 ⑤欄の「第1表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑥欄の金額」となります。  
 2 ⑨及び⑩欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤法定相続人」欄からそれぞれ転記します。

**2 株式等納税猶予税額の計算**

① (経営承継人の第1表の(⑩+⑪-⑫))の金額 円

② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑩×1の③/1の(③+⑤)）

③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）

a (②+③-経営承継人の第1表の⑬)の金額（赤字の場合は0）

④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑬×1の④/1の(④+⑤)）

⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）

b (④+⑤-経営承継人の第1表の⑭)の金額（赤字の場合は0）

⑥ 経営承継人の第1表の⑯欄に基づく算出税額（その人の第1表の(⑯(又は⑳)+㉑-㉒)）（赤字の場合は0）

⑦ (①+a-b-⑥)の金額（赤字の場合は0）

⑧ (a-b-⑦)の金額（赤字の場合は0）

⑨ 特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額 (注①参照)

イ (会社名) に係る株式等納税猶予税額 (⑧×イの株式等に係る価額/1の①) (100円未満切捨て) 00

ロ (会社名) に係る株式等納税猶予税額 (⑧×ロの株式等に係る価額/1の①) (100円未満切捨て) 00

ハ (会社名) に係る株式等納税猶予税額 (⑧×ハの株式等に係る価額/1の①) (100円未満切捨て) 00

㉒ 株式等納税猶予税額 (イ+ロ+ハ) (注②参照) 00

(注) 1 ⑥欄の算式中の「第1表の⑯」の金額について、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「第1表の⑯」の金額とします。  
 2 ⑥欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が1社の場合、⑥欄の記入は行わず、⑥欄の金額を⑥欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」の⑥欄並びに第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」の⑥欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。  
 3 ⑥欄の金額を経営承継人の第1表の「株式等納税猶予税額」欄に転記します。なお、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、⑥欄の金額によらず、第8の4表の②又は⑦欄の金額を経営承継人の第1表の「株式等納税猶予税額」欄に転記します。

※この項目は記入する必要がありません

※税務署整理欄 入力 確認

第8の2表(平24.4) (資4-20-9-2-A4統一)

経営承継人が2人以上いる場合には、経営承継人ごとにこの計算書を作成します。

この明細書は特例非上場株式等に係る会社1社ごとに作成します。

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書

<p>この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により特例非上場株式等に係る会社の株式等取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第69条の5、同法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けているときはこの明細書によらず第8の2表の付表2を使用してください。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。</p>	被相続人	
	経営承継相続人等	

1 特例非上場株式等に係る会社

① 会社名	⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名		
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	( 署 )		
③ 事業種目	⑧ 経済産業大臣の認定の状況	認定年月日	平成 年 月 日
④ 相続開始の時ににおける資本金の額	円	認定番号	
⑤ 相続開始の時ににおける資本準備金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であつてその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有 無
⑥ 相続開始の時ににおける従業員数	人		

2 特例非上場株式等の明細

① 相続開始の時ににおける発行済株式等の総数等	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	③ ②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(円)当たりの価額(裏面の「2(3)」参照)	⑤ 価額 ( ③ × ④ )
株・円	株・円	株・円	円	A 円

3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算

この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の①× $\frac{2}{3}$ ) (1株・円未満の端数切上げ)	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ (①-②)の数等 (赤字の場合は0)	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)
株・円	株・円	株・円	株・円

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第21項第11号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者(裏面の「3(1)」参照)から現物出資又は贈与により取得した資産の価額(裏面の「3(2)」参照)等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・	・					円	
・	・						
・	・						
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合(④/③)						%	

上記の明細の内容に相違ありません。 平成 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_  
会社名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認			
---------	--------	---	----	----	--	--	--

**非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書**  
 (所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第64条第2項又は第7項の規定の適用を受ける株式等がある場合)

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける経営承継相続人等が被相続人から贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等のうち所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第64条第2項又は第7項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例非上場株式等及びその特定受贈同族会社株式等又はその特定同族株式等に係る会社の株式等で相続又は遺贈により取得した特例非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。	被相続人	
	経営承継相続人等	

**1 特例非上場株式等に係る会社**

① 会社名		⑧ 経営承継相続人等が役員等であった期間	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	( 署 )	⑨ 経済産業大臣の認定の状況	認定年月日 平成 年 月 日 認定番号
③ 事業種目		⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有 無
④ 相続開始の時点における資本金の額	円		
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円		
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人		
⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名			

**2 特例非上場株式等の明細**

(1) 相続開始の時点における発行済株式等の総数等 株・口・円

(2) 特例非上場株式等の明細

区分	受贈年月日	① 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	② 被相続人から贈与により取得した株式等の数等	③ ①又は②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面「3(5)」参照)	⑤ 価額(③×④)
イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等	・ ・	/	株・口・円	b	株・口・円	円
ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等	・ ・	/		b		
ハ イ及びロ以外の特例非上場株式等		a	株・口・円	c		
		合計	d	c		A

**3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算**

この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の(2)の③欄に記入することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の(1)× $\frac{2}{3}$ ) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ 2の(2)③欄の限度となる数等
株・口・円	株・口・円	イ 特定受贈同族会社株式等及び特定同族株式等に係る特例非上場株式等( b の数等の合計 ) の限度数 ロ 相続又は遺贈により取得した特例非上場株式等( c の数等 ) の限度数
		①<②の場合 (①-②-d) の数等(赤字の場合は0) 株・口・円
		①>②の場合 (d) の数等 (①-②) の数等 株・口・円

**4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書**

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第21項第11号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・						円	
・ ・							
・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合( $\frac{②}{③}$ )						%	

上記の明細の内容に相違ありません。 平成 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_  
会社名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

**5 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第43条第1項第3号の同意**

私(私たち)は、この明細書に記載された経営承継相続人等が、被相続人から贈与により取得した「2 特例非上場株式等の明細」のイの株式等について租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることに同意します。	同意すべき人の氏名(裏面「5」参照)

※税務署整理欄	法人管轄番号	入力	確認
---------	--------	----	----



# 生命保険金などの明細書

被相続人

国税 太郎

第9表  
(平成21年4月分以降用)

## 1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
千代田区〇〇2丁目×番	〇〇生命保険(相)	24・7・10	29,629,483 <sup>円</sup>	国税 一郎
〃	〃	24・7・10	5,000,000	〃
千代田区〇〇1丁目×番	××生命保険(相)	24・7・13	10,000,000	〃
中央区〇〇2丁目×番	△△生命保険(相)	24・8・7	20,000,000	税務 幸子
中央区〇〇1丁目×番	㊦〇〇生命保険	24・9・4	10,768,125	〃

- (注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。  
 2 相続人以外の人が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。  
 3 相続時精算課税適用財産は含まれません。

## 2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	〔第2表の④の法定相続人の数〕 (500万円× 3人) により計算した金額を右の⑤に記入します。)		⑤ <sup>円</sup>
			15,000,000
保険金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 保険金など の金額	② 非課税金額 ( $\frac{\text{A} \times \text{各人の①}}{\text{B}}$ )	③ 課税金額 (① - ②)
国税 一郎	44,629,483 <sup>円</sup>	8,878,826 <sup>円</sup>	35,750,657 <sup>円</sup>
税務 幸子	30,768,125	6,121,174	24,646,951
合計	⑥ 75,397,608	15,000,000	60,397,608

- (注) 1 ⑥の金額が⑤の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。  
 2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第9表(平24.4)

(資4-20-10-A4続…)

相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。

# 退職手当金などの明細書

被相続人

国税 太郎

第10表  
(平成21年4月分以降用)

## 1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金などの名称	受取金額	受取人の氏名
文京区〇〇 1丁目3番5号	〇〇商事㈱	24・7・10	退職金	40,000,000 円	国税 花子
〃	〃	24・7・10	功労金	5,000,000	〃
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			

(注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。  
2 相続人以外の方が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。

## 2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金などの非課税限度額	〔第2表の④の〕 法定相続人の数 (500万円× 3人 により計算した金額を右の④に記入します。)		④ 円 15,000,000
退職手当金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 退職手当金 などの金額	② 非課税金額 $(\text{④} \times \frac{\text{各人の①}}{\text{⑤}})$	③ 課税金額 (①-②)
国税 花子	45,000,000 円	15,000,000 円	30,000,000 円
合計	⑥ 45,000,000	15,000,000	30,000,000

(注) 1 ⑥の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。  
2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第10表(平24.4)

(資4-20-11-A4続)

相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。